

日本行動計量学会 役員選出に関する細則

(総則)

1. 本会の役員を選出および委嘱は、会則のほか、この細則の定めるところによる。
2. 理事の定員は、当分の間 30 名以内とする。その中の 25 名は正会員・シニア会員の選挙による。選挙された 25 名の理事が構成する理事会は、必要と認める場合、その合議により 5 名以内の理事を随時追加することができる。
3. 監事は 2 名とし、正会員・シニア会員の選挙による。
4. 何人も、理事と監事を兼ねることができない。
5. 理事長は、選挙された 25 名の理事がその中から互選する。
6. 各種委員は、関係する委員会等が、会員の中から選出し、理事会の承認を経て、委嘱する。ただし、関係する委員会等に特別の事情がある場合には、必要に応じて非会員から選出し、理事会の承認を経て、委嘱することができる。
7. 役員任期は、すべて、理事および監事の選挙が行われた年の翌年の 4 月 1 日に始まり 3 年後の 3 月 31 日に終了する。なお、中途就任の役員任期も上に定める 3 月 31 日に終了する。

(理事および監事の選挙)

8. 理事および監事は、郵送による無記名投票とする。
9. 選挙を公正かつ円滑に進めるため、理事会は選挙管理委員会を設置し、選挙の管理を委任する。また、会員は、その正確な住所を常時事務局に明らかにしておかなければならない。住所不明ないし住所不正確のため、10 項に定める選挙人が投票用紙の郵送を受けなかった場合、選挙管理委員会はその責を負わない。
10. 理事および監事の選挙人および被選挙人は、選挙を行う年の 4 月 1 日現在における正会員・シニア会員であり、かつ選挙管理委員会が別に定める日まで引き続き正会員・シニア会員である者に限られる。
11. 選挙実施の細部については、別に選挙管理委員会規定を定める。

(当選人の就任)

12. 理事および監事の当選人は、原則として、その就任を辞退できない。やむをえない事情で就任できない場合には、理事は欠員のままとし、監事は次点者を繰り上げて当選人とする。また、任期中に欠員が生じた場合には、理事は欠員のままとし、監事は次点者を繰り上げて補充する。

(理事長の選出)

13. 理事長は、理事当選人の第 1 回の会合で互選する。
14. 理事長の選出は、委任状提出者を含む出席理事当選人の単記無記名投票により、最高位得票者を当選人とする。ただし、会則第 12 条により、この選出の前 2 期にわたり理事長を務めた理事当選人に対する投票は無効とする。

(理事の追加)

15. 選挙された 25 名の理事による理事会が、その合議により 5 名以内の理事を追加する場合、専攻分野、地域分布などについて選挙された理事とのバランスを考慮して選ぶものとする。

* 平成 12 年 10 月 8 日 ; 6 条, 12 条を改正

* 平成 18 年 11 月 20 日 ; 「シニア会員」について, 2, 3, 9, 10 条を改正

* 平成 25 年 4 月 22 日 ; 14 条を改正

* 令和 3 年 11 月 10 日 ; 14 条を改正